

広島県告示第四百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十年六月四日までの間、縦覧に供する。

平成三十年五月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

津江八本松線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市八本松町吉川五七七二番五地先から 東広島市八本松町原一〇八八三番二九地先ま で	新	旧	一・二〇〇〇 三〇〇〇	一八〇・五〇	拡幅
	旧	新	七・五〇〇 六・〇〇〇	一八〇・五〇	
東広島市八本松町原一〇八八三番九地先か ら	新	旧	一・〇・三〇〇 一一・二〇〇	二六・五〇	拡幅
	旧	新	一〇・七〇〇 一一・五〇〇	二六・五〇	
東広島市八本松町原一〇八八三番二地先か ら	新	旧	一・二・五〇〇 一四・七〇〇	五二・〇〇	拡幅
	旧	新	九・〇〇〇 五・五〇〇	二四一・八〇	
東広島市八本松町原七六六番地先ま で	新	旧	九・〇〇〇 八・八〇〇	二四一・八〇	拡幅
	旧	新	九・〇〇〇 五・五〇〇	二四一・八〇	